

出向者通信



No.17

2022年2月25日
J R 東海労働組合

親の死まで差別するのか！ JRは忌引き・有給、出向先は無給休暇！ 不利益出向を許さないぞ！

出向先会社で奮闘されている組合員（新幹線関西地本）の奥様の御尊父様がお亡くなりになりました。JR東海の就業規則によれば、3日の忌引休暇（有給）の付与となります。しかし、この組合員の出向先の就業規則によれば、このケースでは2日で、しかも無給の「慶弔休暇」となってしまいます。

JR東海の出向規程によれば「出向とは、社員としての地位を保有したまま、会社の命により、関連会社又は団体等・・・に勤務することをいう」となっています。さらに「出向社員は会社の名誉・信用の保持に努めるとともに、出向先の規定を遵守し、誠実に、全力をあげて業務を遂行しなければならない」とされています。つまり、会社の命令で出向先で働いている社員は、JR東海と出向先の服務規定を守り全力をあげて業務を遂行しなければならないのです。

しかし、就労条件は出向先の規定によることになっていますから、この出向組合員の場合、奥様の御尊父様が亡くなっても、2日しか休暇が取れず、しかも無給の休暇となってしまいます。同意もなく出向させられたあげく、こんな差別と理不尽な扱いをされることを許すことはできません。

私たちJR東海労は、決して泣き寝入りせず出向先での問題や労働条件改善に向けて取り組んでいきます。

皆様のご意見・ご相談をお待ちしています！